

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年3月23日(木)午後3時から午後4時30分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番	佐藤正剛	委員	2番	穴澤久男	委員
3番	塚本繁雄	委員	4番	安藤幸春	委員
5番	大木章寿	委員	6番	佐藤喜巳	委員
7番	石毛甲子男	委員	8番	郡司武幸	委員
9番	今井睦子	委員	10番	石田利之	委員
11番	大木丈雄	委員	12番	伊藤栄治	委員
14番	山崎幸治	委員	15番	伊藤喜信	委員
16番	久古浩二	委員	17番	大木寛	委員
18番	渡邊弘仁	委員	19番	熱田幸子	委員
20番	川口京子	委員	21番	太田忠治	委員
22番	菱木信治	委員	23番	大木一夫	委員
24番	石井敏雄	委員	25番	椎名勝英	委員
26番	鈴木正夫	委員	27番	伊藤定夫	委員

4 欠席委員(1名)

13番 椎名正和 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 20件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
13件

議案第3号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について
1件

議案第4号 農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について
(別冊)

報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について 3件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員3名

7 会議の概要

事務局 　ただ今から平成29年3月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 　委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 　それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いいたします。

議長 　本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

　お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 　御異議なしと認めます。

　よって議事録署名委員は、15番伊藤喜信委員、16番久古浩二委員を指名いたします。

　以上で日程第1を終わります。

議長 　次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号14番及び議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号6番については、関連する案件のため他の案件とは別に審議・採決したいと存じますがこれに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

　御異議ないものと認め、採決に入ります。議案第1号、番号14番及び議案第2号、番号6番については、関連する案件のため、他の案件とは別に審議・採決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 　挙手全員であります。

よって本案件は、他の案件とは別に審議・採決することに決しました。

議 長 続きます。日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、本議案中、番号14番を除いて、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の番号1番から6番までと15番、17番、18番及び20番は所有権移転に関する件、番号7番から13番までと16番及び19番は賃借権等に関する件であります。

【議案第1号、番号14番を除き議案書を基に朗読】

番号14番を除き、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

6番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。
27番 番号2番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。
14番 番号3番から5番までは、同一の譲受人です。譲受人は意欲的に営農し

ており問題ないと思われま

す。
番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。
18番 番号7番から10番までは、同一の譲受人です。譲受人は新たに農地を

賃借し農業経営を行うものです。習得している農業技術からみても問題な

いと
9番 番号11番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま

ついて、第4班の班長より報告をお願いいたします。

(第4班 班長の報告)

16番 第4班の現地調査班を代表して報告申し上げます。本件につきましては、去る3月21日午前10時より、一括贈与に関する農地の現地調査を実施しました。対象農地は、良好に管理されていまして。

その後の意見交換では、調査した委員より農地として利用されており、問題ないのではとの意見が出されましたので、報告いたします。

3番 番号16番と17番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われまます。

4番 番号18番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われまます。

26番 番号19番について、譲受人は新たに父より農地を貸借し農業経営を行うものです。習得している農業技術からみても問題ないと思われまます。

17番 番号20番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われまます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号14番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号14番を除き採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。本議案には、大木一夫委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて案件ごとに審議、採決します。大木一夫委員は退席をお願いします。

大木委員が退席しましたので、番号7番について事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第2号、番号7番を議案書を基に朗読】

事務局 番号7番について、農業用資材置場用地として現況畑計1,348㎡の内400.66㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

22番 番号7番について、申請地に植木集荷場を計画するものです。転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、通風、排水等営農条件に影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号7番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号7番について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

(大木委員着席)

議 長 大木一夫委員が着席されましたので、引き続き議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。番号6番と番号7番を除いて事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第2号、番号6番と7番を除き議案書を基に朗読】

事務局 番号1番は、駐車場用地として、現況雑種地349.28㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。なお本件には始末書が添付されています。

番号2番について、専用住宅用地として、畑333㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、太陽光発電施設用地として、現況畑7,370㎡の内1,421.08㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、番号3番にて実施する事業の作業車両の進入路として現況畑7,370㎡の内199.2㎡を一時転用し計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、専用住宅用地として、畑263㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番について、店舗併用住宅用地として、田610㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号9番について、農業用施設用地として現況畑計4,276㎡の内400㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号10番について、専用住宅用地として、畑243㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号11番について、専用住宅用地として、畑386㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号12番について、農業用施設用地として現況宅地計2,000㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

なお、本件委は始末書が添付されています。

番号13番について、太陽光発電施設用地として、畑1,210㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

- 6 番 番号1番について、申請地を申請者が経営している会社の駐車場にするものです。転用目的に問題ありません。農地区分についても第3種農地相当と思われ、周辺農地への通風、日照、排水等営農条件に影響はないと思います。
- 2 2 番 番号2番について、申請者は東日本大震災により被災し現在仮設住宅に住んでいます。子供が住んでいる当市へ専用住宅を建築し移住するものです。転用目的に問題ありません。周辺農地への通風、日照、排水等営農条件に影響はないと思います。
- 1 1 番 番号3番について、申請地に太陽光発電施設を計画するものです。転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、通風、排水等営農条件に影響はないと思います。
番号4番について、番号3番の事業に伴い作業用車両の進入路として一時転用するものです。転用目的に問題ありません。
- 9 番 番号5番について、申請者は現在集合住宅に住んでいます。結婚し手狭となることから、専用住宅を計画するものです。転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、通風、排水等営農条件に影響はないと思います。
- 3 番 番号8番について、申請者は美容師を職業としています。借家に住んでいることから、美容室の店舗併用住宅を計画するものです。転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、通風、排水等営農条件に影響はないと思います。
- 1 2 番 番号9番について、申請地に盆栽の栽培、手入れ、管理をするための作業場と物置を計画するものです。転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、通風、排水等営農条件に影響はないと思います。
- 2 0 番 番号10番について、申請者は現在家族と同居しており手狭なため、専用住宅を計画するものです。申請地は第1種農地相当で例外事項に該当すると思われ。転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、通風、排水等営農条件に影響はないと思います。
- 2 4 番 番号11番について、申請者は現在妻の実家で同居していますが、手狭なため、専用住宅を計画するものです。転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、通風、排水等営農条件に影響はないと思います。

議 長 番号12番については、現地調査会が開催されましたので、その経過について、第4班の班長より報告をお願いいたします。

(第4班 班長の報告)

16番 第4班の現地調査班を代表して報告申し上げます。本件につきましては、去る3月21日午前10時より、農地法第5条の許可申請地の現地調査を実施しました。

現地は、既に工作物が完成し、事業が稼働していました。

その後の意見交換では、調査した委員より申請施設は農業用施設であり、農業振興地域整備計画変更に係る意見においても、現状で承認した案件であるので、許可はいたしかたがないのではとの意見が出されました。

併せて、始末書が提出されていますが内容についても意見が出されたので、記載の追加をお願いしました。

始末書が再提出されていれば、事務局より報告をお願いします。

議 長 次に、事務局より報告事項がありましたら報告をお願いします。

事務局 【再提出のあった始末書の朗読】

議 長 次に、番号13番について、書類審査会の際に書類に不備があるとのことでしたが、その後の経過について事務局より報告をお願いします。

事務局 不備であった書類については、本日整いましたので報告します。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5番 番号13番について、申請地に太陽光発電施設を計画するものです。転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、通風、排水等営農条件に影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」番号6番と7番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。番号6番と7番を除き原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号14番及び議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号6番を、議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号と議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第1号、番号14番と議案第2号、番号6番を議案書を基に朗読】

議案第1号、番号14番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議案第2号、番号6番は営農型太陽光発電設備用地として畑3, 478㎡の内0.62㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

9番 議案第1号、番号14番は、営農型太陽光発電事業用農地の区分地上権を設定するもので、事業計画から下部の営農に問題はないと思います。

議案第2号、番号6番は、営農型太陽光発電設備を設置するもので、事業計画から下部の営農に問題はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号14番及び議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号6番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号14番及び議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号6番について、採決に入ります。原案のとおり決すると共に、議案第1号の番号14番は、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。
あっせん申出番号1番については、畑2筆を賃借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に11番大木丈雄委員、22番菱木信治委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第3号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に11番大木丈雄委員、22番菱木信治委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る21日農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農政委員会から報告をお願いいたします。

【農政委員長の報告】

3番 農政委員会から報告申し上げます。

本件につきましては、去る3月21日午後2時より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農作業標準賃金及び標準農作業料金を定めるため、審議をしました。近隣市町においても、大幅見直しが行われていないことから、作業料金の変更は行わないとの結論となりました。

審議した結果につきましては、別紙にて本日配付しました農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)のとおりです。

本総会において、承認決定されますようご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農政委員会からの報告が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。原案のとおり決することに賛

成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について3件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	20件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	13件
議案第3号	農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	1件
議案第4号	農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について	(別冊)
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	3件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成29年3月23日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。